

平成 30 年 12 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

12月13日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

---

平成30年12月13日〔木曜日〕午前9時28分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第79号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正について

議案第81号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正

第3条 債務負担行為の補正のうち

英語指導助手（ALT）派遣委託料

トレーニング室等管理委託料

議案第84号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

請願第21号 子どものインフルエンザワクチン接種の助成を求める請願書  
行政視察報告書について

---

出席委員（7名）

委員長	尾 関 昭 君	副委員長	中 野 裕 二 君
委員	森 ケイ子 君	委員	福 田 三 千 男 君
委員	河 合 正 猛 君	委員	鈴 木 貢 君
委員	古 池 勝 英 君		

欠席委員（0名）

委員外議員（2名）

議長	牧 野 圭 佑 君	議員	東 義 喜 君
----	-----------	----	---------

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	松 本 朋 彦 君	議事課長	石 黒 稔 通 君
主 査	梶 浦 太 志 君	主 任	徳 永 真 明 君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	村良弘君
健康福祉部長	栗本浩一君
教育部長	菱田幹生君
こども未来部長	郷原実智雄君
高齢者生きがい課長	倉知江理子君
高齢者生きがい課主幹	酒井博久君
高齢者生きがい課副主幹	栗本真由美君
高齢者生きがい課主査	葛谷美智子君
高齢者生きがい課主査	伊藤貴弘君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	平松幸夫君
福祉課主幹	大矢幸弘君
福祉課主査	瀬川雅貴君
福祉課主査	土谷武史君
福祉課主査	間宮健次君
健康づくり課長兼保健センター所長	平野勝庸君
健康づくり課主幹	中山英樹君
健康づくり課副主幹	青山啓子君
健康づくり課主査	脇田亜由美君
保険年金課長	今枝直之君
保険年金課主幹	相京政樹君
保険年金課副主幹	藤田明恵君
保険年金課主査	長崎紘樹君

保険年金課主査	伊藤俊治君
教育課長	稲田剛君
教育課統括幹兼南部学校給食センター所長	
	中村雄一君
教育課管理指導主事	伊藤勝治君
教育課指導主事	瀬上圭太君
教育課主幹	仙田隆志君
教育課主査	千田美佳君
教育課主査	都築尚樹君
生涯学習課長兼少年センター所長	可児孝之君
生涯学習課主査	岩田麻里君
生涯学習課主査	安藤裕美君
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	
	伊藤健司君
スポーツ推進課副主幹	宇佐見裕二君
こども政策課長	鵜飼篤市君
こども政策課主幹	平野優子君
こども政策課副主幹	石田哲也君
こども政策課主査	田中なおみ君
保育課長兼指導保育士	大島里美君
保育課主幹	向井由美子君
保育課主査	横井貴司君
行政経営課主査	山口尚宏君

陳述出席者（3名）

請願第21号 岩 崎 紗 雪 君、杉 本 恵 子 君  
末 永 千津子 君

○委員長 それでは、定刻より早いですが、早速ですが始めさせていただきます  
たいと思っております。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

皆様、本日、厚生文教委員会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます  
ございます。

12月の定例会が始まったときは、まだ暖かくて、ことしも暖冬かなあ、冬  
が来るのかなあという思いがありましたが、やはり12月半ばになりまして、  
一気に寒くなってまいりました。江南市から見える北の景色は、伊吹山も御  
嶽山も雪がかぶってきまして、いよいよこれから冬本番だなあという思いが  
ございます。また、小学校とかもインフルエンザの児童がふえ始めまして、  
その辺、いろいろと注意喚起していかないといけないと思っております。

皆様方におかれましても、御健康にくれぐれも御留意され、この年末年始  
をお迎えいただきたいと思っております。

本日の委員会、皆様方の闊達な御意見をもとに議事進行させていただき  
たいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る11月29日に12月定例会が開会をされまして以来、連日、終始御熱心に  
審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で大変  
重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議  
決を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。  
よろしくお願いいたします。

○委員長 では、市長は公務により退席いたします。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第79号 江南市児童  
扶養手当支給条例の一部改正についてを初め3議案と請願第21号 子どもの  
インフルエンザワクチン接種の助成を求める請願書の審査を行います。委員  
会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁ともに簡潔・明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言していただけるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

---

### 議案第79号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第79号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長 議案書の32ページ、議案第79号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正についてでございます。

33ページをお願いいたします。

江南市児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例案でございます。

参考といたしまして、34ページに条例案の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。よろしく御審議のほう、お願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 1つは、提案理由の中で、児童扶養手当法の改正によって、今回

改正条例案が出ているわけなんですけれども、どこの部分が国のほうで変わったのかということが1つと、もう一つはそれとも関連するのかわかりませんが、これは江南市児童扶養手当で、国の児童扶養手当、それから児童手当、いろいろあるわけで、それぞれ支給の月が3カ月であったり、1回であったり、4カ月に1回であったり、ほとんどは4カ月に1回ですね。というふうになっているわけで、今回は2カ月に1回という改正なんですけど、ほかの児童手当、あるいは児童扶養手当はどういうふうになるんでしょうか。

○こども政策課長　今回の国の改正でございます。大きく2点でございますが、現在、4カ月ごとに児童扶養手当を国のほうでは支給しているというような状況でございますが、4月から7月までを8月に支払っております。8月から11月の4カ月分を12月、12月から3月の4カ月間につきまして4月に支払っているという状況でございますが、この改正に伴いまして、国の手当のほうで2カ月ごとということになります。

ということで、年6回の支払いということで、奇数月の支払いになりますので、その奇数月の前月の2カ月分を奇数月に支払うというような部分が今回の改正のまず1点目でございます。

そして、もう一点でございますが、現況届のほうを現在、8月に手当の受給者から提出していただいておりますが、この8月の現況届の支給月というのは変更ございませんが、現在、前々年度所得につきまして、前年の8月から7月分についての所得の状況で見ているんですけど、この部分が新たに改正に伴いまして、8月から10月分につきましての期間のものを所得に基づく手当額というふうになるところが2点目でございます。

○森委員　そうすると江南市の児童扶養手当も、この国の支払いの2カ月ごとというのに合わせたということですね。

○こども政策課長　国と同様に今回改正して合わせるものでございます。

○森委員　それと、その現況届のがちょっと今、よくわからなかったんですけど、前々年度の所得の把握が1年分ではなくて……。

○こども政策課長　前々年度所得というのが、従来、1月から7月のところを前々年度所得で見えておったところを、新たに1月から10月までの月の部分



を前々年度所得で見るというふうになるもので、3カ月間、前々年度所得の期間がふえるというような、そういう内容でございます。

○森委員　そうすると、一般的には前年所得というのは年間所得で見られるわけでしょう。そうではなくて、今度の改正でいくと1月から10月までということで、その月々の給料だとか受け取った収入の明細か何かで判断するということですか。

○こども政策課長　税務課のほうの所得の金額で確認するということです。

○森委員　税務課でしょう。ということは、普通は1年間じゃないの。年間所得で見るとじゃないですか。

○委員長　事前に資料をつくっておいていただいたので、今から配付しますので。

〔資料配付〕

○こども政策課長　まず、上段の表でございます。これが平成30年度の状況でございます。平成30年度で申しますと8月から、中段のほうの7月まで、この期間が平成29年の所得額で手当の額を決定するというところが、ここの中段の7月だった部分を10月まで延ばすというような改正でございます。

上段の前々年所得というのが、1月から7月だったものを前々年所得として見ていたものを新たに1月から10月までを前々年所得というふうに見るというような改正でございます。

○委員長　暫時休憩します。

午前9時43分　休　憩

午前9時48分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。

○こども政策課長　今回、改正が平成31年9月からの施行ということになりますので、この平成31年度につきましては本来12カ月の部分が15カ月に平成31年度のみなると。

〔発言する者あり〕

○こども政策課長　所得に基づく手当額を支給しますが、それ以降につきましては12カ月の所得の期間で手当額を支給するというものになるものでございます。

○委員長　ほか、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 49 分　休　憩

午前 9 時 49 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 79 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 81 号　平成 30 年度江南市一般会計補正予算（第 7 号）

##### 第 1 条　歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

##### 第 2 条　繰越明許費の補正

##### 第 3 条　債務負担行為の補正のうち

英語指導助手（A L T）派遣委託料

トレーニング室等管理委託料

○委員長　続いて、議案第 81 号　平成 30 年度江南市一般会計補正予算（第 7 号）、第 1 条　歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第 2 条　繰越明許費の補正、第 3 条　債務負担行為の補正のうち、英語指導助手（A L T）派遣委託料、トレーニング室等管理委託料を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長　それでは、高齢者生きがい課の一般会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

人件費以外の補正予算につきましての説明とさせていただきます。

議案書の48、49ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の11款1項1目1節社会福祉費負担金で、老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

66、67ページをお願いいたします。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費で、内容につきましては69ページ、説明欄をお願いいたします。

上から2つ目の老人保護措置事業で、194万5,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　増額ということですけど、措置する人員がふえたということだと思んですけど、具体的にどういうふうにならぬのか、お願いします。

○高齢者生きがい課長　まず、当初予算としまして、措置者の数を30人、障害者等加算対象者11人分を計上しておりました。

しかし、4月から6月の措置者数が31人と予算を1名超過しており、障害者等加算対象者が13人ということで、予算を2名超過している状況でございました。

6月29日にお一人退所されており、措置者の数は30人となりましたが、障害者等加算対象者が13人のままということでございますので、今回不足が生じるということになりました。

○森委員　この30人の中に13人がいるということではないでしょうか。それとも30人プラス13人ということですか。

○高齢者生きがい課長　30人の中に13人が含まれてございます。

○森委員　それで、今30人ということですが、むつみとそれ以外のところにも行ってみえると思うんですけど、ちょっとそれはどういう割合になっていきますか。

○高齢者生きがい課長　むつみ以外に、碧南にございます養護老人ホームに1名。残りは全てサンライフむつみということでございますので、むつみに29名、合計30名でございます。

○森委員　わかりました。

それともう一点、障害加算というのは、いわゆる障害があるという方と介護認定を受けた方ということになるかと思うんですけど、その辺はどういうことになるでしょうか。

○高齢者生きがい課長　障害者等加算対象者につきましては、要支援・要介護非該当者ということでございますので、養護老人ホームに入っている方には、ある程度自立をしておる方で、要介護認定を受けてみえる方、常時介護が必要な方は養護老人ホームの対象にならないということでございますので、要支援・要介護非該当者が障害者等加算対象者となります。

そのほか、障害者手帳や療育手帳を受けていらっしゃる方も対象となり、そのほか手帳を持っていらっしゃらない方でも問題行動の状況により該当するという方がいらっしゃいます。

○森委員　だから、障害者手帳を持っている方が何人ぐらいで、むつみに入所したころは元気だったけれども、だんだんいろいろな症状が出てきて、要支援のような状態になってくると。でも、なかなかその人をほかへ移すことができれば、それでいいわけですけど、特養なんかに入れるようになればいいわけですけど、そうでない方の場合は障害の加算の対象にならないんですか。

○高齢者生きがい課長　現在、サンライフむつみの入所者のうち、障害者手帳をお持ちの方が3名、そのほかの方が10名ということで、合計、障害者等加算の対象者は13名という状況でございます。

要介護認定を受けられる状態の、支援が必要な状態になった方には、要介護認定を受けていただく手続をとっていただき、特養等に移っていただく事例はございます。

実際に、昨年度いらっしゃった方で1名、むつみを退所されて介護保健施設に移られた方がいらっしゃいます。

要介護認定を受けないままで状態が悪くなっていき、世話が必要になってきた場合につきましては、ホームの中で対応ができる状態なのかどうか、状況を見ながら対応し、対応が難しい場合には要介護認定を受けていただき、ほかの施設へ移っていただくというような対応になっております。

○森委員　　ちょっとよくわかんないんだけど、その障害者等加算という中で、今、手帳を持っている方は3人ということなので、残りの10人はどういう状態なんですか。その加算が受けられるか受けられないかの基準というのは、どうやって決めているんですか。

○高齢者生きがい課長　　問題行動の状況に応じて、その状態が継続され、対応が必要であると認められる方に対し、障害者等加算対象者という形で対応をしております。そのようなケースが10名おられるということでございます。

○森委員　　私はそういう人だったら、もう認定を受けて、そのような対応をしたほうがいいんじゃないかしらと思うんですけど。問題行動というようなことになれば、認知症ということでしょうから。そういうあれはやらないんですかね。

○高齢者生きがい課長　　失礼しました。問題行動の状況が軽度であり、この障害者等加算の対象者に認められる者が10名ということでございますので、問題行動の状況が悪化してきているという状態であれば、やはり要介護認定を受けていただくという方向になってまいります。

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　それでは、福祉課所管の人件費補正以外の補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書のほうの48ページ、49ページのほうをお願いいたします。

中段の13款1項1目民生費国庫負担金のうち、1節社会福祉費負担金でございます。

はねていただきまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

最上段の14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金でございます。

その3つ下、14款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、下の被災者生活再建支援事業費補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段の3款1項2目障害者福祉費で、内容につきましては、はねていただきまして71ページの説明欄をお願いいたします。

最上段の障害者自立支援給付事業で、訓練等給付事業費1,486万円の補正、次の在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」維持運営事業で、入浴用リフト222万5,000円の補正をお願いするものでございます。

少しはねていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

最上段の3款4項1目被災者支援費で、内容につきましては79ページの説明欄をお願いいたします。

最上段の被災者生活再建支援金支給事業で、被災者生活再建支援金262万5,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　障害者福祉費の自立支援給付事業で1,486万円の補正ですけれども、グループホームとか就労移行支援の利用者がふえたという説明があったかと思うんですけど、具体的にどこでどのようにふえているのか、説明していただきたいと思います。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　まず、共同生活援助、グループホームのほうにつきましては、当初の延べ人数、見込みですけれども、668人を予定しておりましたが、実際は717人ということで、利用者が49名ふえました。

就労移行支援のほうになりますけれども、そちらのほうは当初312人を予定しておりましたが、350人ということで、38人利用者がふえたということになっております。

○森委員　これは実数ですか、延べ人数か。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　延べ人数でございます。

○森委員　大体、実数でいくと何人ぐらいですか。若干、月によって変わると思うんですけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　共同生活援助のほうにつきましては、当初、3月からになりますけど53名だったのが、今現在ですと大体62名前後になっております。

また、就労移行支援のほうにつきましては、人数が3月のときは29名だったのが、今現在は30名前後になっております。

○森委員　わかりました。

もう一つ、被災者生活再建支援金支給事業で、本会議でも質疑があったんですけど、いま一つよくわからないんで、これは県の事業として始めて、江南市もそれを受けて、今回やるということだと思っておりますけど、要綱なんかはできていないですかね。もしあれば、出していただくとわかりやすいんですけども。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　要綱につきましては、平成30年5月1日付で要綱を作成しております。要綱の名称としては、江南市被災者生活再建支援金支給要綱でございます。

○森委員　県を受けて、市がつくったわけなので、その市の要綱を出してもらうとわかりやすいんですけど。

○委員長　暫時休憩いたします。

午前10時06分　休　憩

午前10時08分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。

先ほど、江南市被災者生活再建支援金支給要綱のほうの配付をさせていただきました。こちらに基づきまして質疑を続行しますが、質疑はございますか。

○森委員 国の被災者生活再建支援の対象にならない世帯を救うということで、県がつくって、江南市がそれに合わせてだと思っんですけど、ちょっとわかりやすく説明をしていただきたいんですけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 支給要綱のほうの趣旨の第1条にありますとおり、この要綱につきましては、自然災害によりということ、その自然災害というのは第2条の定義のほうでありますけれども、暴風雨、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷など、その他、異常な自然災害によりまして、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村における被災世帯などにつきまして、国の被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資することを目的といたしまして、支援金を支給するものとなっております。

ちょっと要綱には入っておりませんが、県が被災者生活再建支援事業費補助金を創設いたしましたので、それに基づきまして、市におきましても支給要綱を整備し、本年5月1日より施行したものでございます。

○森委員 10世帯未満だということと、それから補助金の金額は県が2分の1、市が2分の1ということでよかったですか。国からは一切出ないということですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 県2分の1、市2分の1となります。

○森委員 その金額は、どこになるんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 金額につきましては一番後ろ、裏になりますけれども、別表というのがございます。そちらのほうで金額の明細はございます。

○森委員 わかりました。

それで今回は、前回は和田のほうで、河原センターのほうは半壊という判定は、江南市にそういう判定委員というものが見えるわけですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 今回の被害状況に関する調査及び認定につきましては、税務課のほうの家屋償却資産グループ職員を中心とした調査班がございまして、その調査班が現地に赴きまして、目視の調査や立ち入り調査によりまして、損害の割合を算定しております。

○森委員 その調査班というのは、よく地震災害などでもその判定がいろいろ



ろ議論になるわけですが、うちは半壊じゃない、これはもう全壊だとかいうことでね。当然、そういうふうな意見というか、思いが出るのは当然だと思うんですけど、実際に住めないのに半壊という判定があったりするわけなので。

そういう判定をすることなわけだから、かなりちゃんとした技術というか、目がないといけないわけだけど、税務課の調査班の中にはそういう資格を持った人がいるということですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 税務課のほうの家屋償却資産グループの人間は調査班に宛われておりまして、県のほうの主催の研修とか、そちらのほうでも研修を行っておりまして、細かな積算資料というのか、調査票というのがございます。その調査票の手引きというものがございますので、その手引きに従いまして、家屋償却資産グループの職員のほうがそれに当てはめて、内容が現地の状況と適切かどうかとも判断いたしまして、最終的な調査決定を行うということになりますので、時間的にはやっぱりかなり慎重に行う必要がございますので、時間はかかるようでございます。

○森委員 わかりました。

○委員長 ほか、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の70ページ、71ページをお願いいたします。

中段にございます3款1項3目社会保障費の人件費等と各所管事業の共済費でございます。

少しはねていただきまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段にございます3款2項3目医療助成費の共済費でございます。

以上、全て人件費の補正でございます。

なお、歳入の48ページ、49ページ中段にございます基礎年金等事務費委託

金につきましては、人件費の補正に関する特定財源として計上しているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 健康づくり課の補正予算について御説明を申し上げます。

議案書の48ページ、49ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の13款1項2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金でございます。

はねていただきまして、50、51ページをお願いいたします。

最上段の14款1項2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金でございます。

次に、同ページの下段の19款5項2目11節雑入のうち、雑入で養育医療費負担金でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、78、79ページをお願いいたします。

中段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費で、内容につきましては、はねていただきまして81ページの説明欄をお願いいたします。

主な事業費といたしまして、上から3つ目の養育医療給付事業で、642万8,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○鈴木委員 ちょっと教えてもらいたいです。これは結構なことで、対策と

ということですが、対象者というか、未熟児の対象というのは1つ、まずどういったものかということと、それからどれぐらいそういう未熟児の方が発生するのかというか、ちょっとその件について、まず前提となる関係について教えてもらいたいんですが。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　まず、対象者でございますが、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対し、養育に必要な医療給付を行うものがこの事業でございます。具体的に対象者というのは、出生時点の体重が2,000グラム以下の者、または運動不安などがある児ということで、この運動不安というのは、例えば体温が摂氏34度以下、また呼吸器や循環器、消化器系が特に薄弱などで医師が入院養育を必要と認めた方がこれに当たります。

続きまして、どれぐらいの子がいるのかという御質問については、例えば平成29年度の実績で申しますと17名の方がこの養育医療の対象に当たっております。

ちなみに、近年では年間700人程度の子供が生まれておりますので、それに対して17名という実績でございます。

- 鈴木委員　ありがとうございました。

本当に私も、昔々の話ですので私どものは、きっとこの未熟児の対象というのは、もう取り上げたときに既に保育器というの、生後何時間か何日間かわかりませんが、そういうような状況下でのきっと対応だというふうには思うんですけども、これは傾向としては、今大体700人のうち17人ぐらいが未熟児として発生するというか、現出するよという話ですけど、傾向としてはどうなんですかね。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　この事業は平成25年度から、県から市のほうへ移譲されておりますけれども、順次申し上げていきますと、平成25年度が13名、平成26年度が29名、平成27年度が16名、平成28年度が15名、平成29年度が17名、そして平成30年度の11月の実績までで20名ということで、年度によって大きく上がったり下がったりしているのが実情でございます。

- 鈴木委員　ありがとうございました。

関連して聞くんですけど、これは出産されてから未熟児とわかる場合はこ

ういうことでわかるんですが、逆に今すごく、妊娠期にこういった状況になるということが、そういうことはやっぱりわかり得るといふか、大体予想されるということでしょうね、きっと。

○健康づくり課長兼保健センター所長　実際には、やはり生まれてみて初めて、この養育医療に当たるかどうかというところがございます。ただ、一般的に多児の場合は対象となるところも推測がされるところかなあと考えます。

○鈴木委員　最後に、これで17名とか20名とか、その年によって違うということは聞いたんですけど、未熟児の場合で一つ、生存率というか、そういうことはどうなんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　疾患によりけりということですがけれども、本年度把握しているのは3名の方が亡くなっているということ把握しております。

○鈴木委員　本当に今聞きました、なかなかこういう場でしか聞きませんが、こういう病弱というか、2キロ以下、いろんな障害を抱えてみえる方があると思いますけど、事前にそういうことも含めて、妊娠中から対応されているとは思いますが、本当にしっかりとこういった対策を続けてもらいたいということで終わります。以上です。

○森委員　今、平成30年は20名ということだったんですけど、提案理由の説明のときに、55件が62件にふえたからだという説明があったかと思うんですけど、その違いは何ですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　先ほどの20名というのは、実の人数でございます。それに対して、提案説明をしたものというのは、例えば1の方が複数月にまたがった場合、具体的には例えば8月から11月にまたがれば4件という数え方をしますので、そういったところでの件数でございます。

○森委員　わかりました。

もう一点、予算が当初予算でいくとこれは504万円でしょう。それが1,147万6,000円ということで642万ですから、当初予算の倍以上の補正を組まなきゃならなくなったということは、平成29年が17人だったものが20人にふえて、3人ふえたということですが、かなりの金額がふえてきているということは重症ということだとか、保育器に入っている期間が長いとか、何かそうい

う理由があるんですか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 先ほどの平成29年度の17名というのは年間17名だったということで、それがもう既に今の時点で20名ということですので、この後もまだ出てくるということが1点ございます。

あと、今の森委員さんの言われました1件当たりの単価というのも増額しているという、この2つの要因があるかと思います。

- 森委員 わかりました。
- 委員長 ほか、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- こども政策課長 こども政策課所管の補正予算につきまして御説明いたしますので、議案書の72ページ、73ページをお願いいたします。

74ページ、75ページ上段にかけまして、人件費等と各事業の共済費でございます。

少し飛びまして、100ページ、101ページの上段をお願いいたします。

こちらにつきましても、放課後児童健全育成事業に係る共済費でございます。

以上でございます。補足して説明することはございません。よろしく願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 森委員 1つだけ、布袋西と中央が今度、空調の改修工事をやるということとで……。

- こども政策課長 これは保育課の予算でありますので、申しわけございません。

- 森委員 わかりました。

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて保育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 保育課長兼指導保育士　それでは、保育課所管について御説明させていただきます。

人件費補正を除く歳出につきまして、議案書の76ページ、77ページの最上段に3款2項2目保育費、保育園施設改修（空調設備）事業を掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 森委員　この布袋西と中央の空調設備ということですけど、これは説明のときに年度内完了が難しいということだったんですけど、ちょっとその辺のことを説明していただきたいと思います。

- 保育課長兼指導保育士　中央の空調設備については、平成31年の2月ごろからの契約工期になる予定でして、そこから5月末までかかりそうですので。

- 森委員　そうすると、布袋西は年度内で終わると。それで中央のほうは6月ぐらいまでかかるよと。2月の契約で、そのくらいの期間で終わるんですかね。わかりました。

それで、ちょっと毎回こんなことを聞いて申しわけないですけど、あと終わっていないところはどこですか。

- 保育課長兼指導保育士　まだ終わっていない空調は古南、古中、あずまでございます。

- 森委員　そうすると、この予定はどうなっていますか。

- 保育課長兼指導保育士　あずまは平成34年度、工事予定が古南が平成36年度、古中は平成38年度を予定しております。

- 森委員　随分先の話じゃないですかね。来年は小・中学校のエアコンで大変なことはわかるんですけど、それでも平成34年ということは、それこそ4年先の話でしょう。それはちょっとかかり過ぎじゃないですかね。

- こども未来部長　こちらにつきましては、昨年度お示ししております実施

計画の中で、今回の中央保育園につきましては本来であれば平成31年度に設計、平成32年に工事の予定でしたが、ことしの猛暑の中、エアコンがほぼきかない状態で、以前にもお話しさせていただいたと思うんですが、扇風機を購入いたしまして、一時的にしのいできていた状況で、故障しておることから、今回補正予算をお願いいたしまして、来年の夏季までに間に合うようにという形で繰越明許をさせていただいて実施しているのが今回の補正でございます。

また、もともと従来の実施計画では、あずま保育園が平成33年に設計、平成34年に工事という形で、設計、工事という形で1年ごと、2年おきに工事という形ではございますが、こちらにつきましては今回の中央保育園の空調設備のふぐあいもございますので、そういった状況がございましたら、当然、園児のやっぱりそういう安全確保といったところで、故障で保育環境が悪くなれば、補正予算をお願いして前倒しして実施する予定を考えておりますので、よろしく申し上げます。

○森委員 壊れたら早急に直していただかなきゃ、それはそれで困るわけですけど、2年で1園ということでは、今のこの状況の中ではかなり大変だし、特に保育室はまだしも、これはあわせて調理室もやっているんだよね。だから、そういうことからすると、せめて設計と工事を1年で終わらせるというか、ダブらせて。例えば、来年平成31年にもう設計を組んで中央の工事をやるわけですがけれども、ことしから来年にかけて。それで、もう1年ごとで更新するぐらいでやっていかないとちょっとこれはえらいな。ちょっと急いでいただきたいと思います。以上。

○こども未来部長 森委員さんの御意見は、実際、そうしていきたいところではございますが、厳しい財政状況の中、森委員さんの意見を参考に今後の対応については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○保育課長兼指導保育士 補足で、調理室のほうは古南、古中、あずまはまだですが、来年、全部完了いたします。調理室のほうはやらせていただきます。

○委員長 ほか、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査をいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時45分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

続いて、教育部教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長 教育課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明をさせていただきます。

議案書の50ページ、51ページをお願いいたします。

50ページ中段、15款2項1目不動産売払収入、2節土地売払収入でございます。

あわせて、別冊の平成30年度江南市12月補正予算説明資料をお願いいたします。10ページをお願いいたします。

布袋小学校用地売払位置図でございます。

続きまして、歳出について、人件費以外の補正予算について説明をさせていただきます。

議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。

上段、10款1項1目教育支援費でございます。

内容につきましては、99ページ中段をお願いいたします。

英語指導助手（ALT）配置事業で、英語指導助手（ALT）派遣委託料に係る債務負担行為をお願いするものです。期間は平成30年度から平成31年度、限度額が818万6,000円でございます。

以上で、教育課所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○福田委員 布袋小学校のところの土地の件だけど、これは歩道橋を何とか



するために、どうしても必要な措置をしないかと。どういうふうにするんですか。

○教育課長 委員おっしゃるとおりでございます、国道155号が拡幅されることによって、歩道橋の階段部分のつけかえを行うために布袋小学校の一部を売り払って、そこに階段をつけかえるということでございます。

○森委員 関連ですけど、階段の降り口がここに入ることですよね。

○教育課長 はい、そのとおりでございます。

○森委員 それで、ちょっと計算すればわかることだけど、平米単価でいくと幾らになるんですか。

○教育課長 平米単価 9万3,900円でございます。

○森委員 A L Tで、これは実質1年の債務負担ということなんですけれども、これは今後もこの形でいくんですか。こういう形で毎回債務負担をしなきゃいけないということになるんですか。

○教育課長 平成32年度以降につきましては、引き続き債務負担行為でお願いするか、直接雇用していくかというのは平成32年度に向けて検討していきたいと考えております。

○森委員 何人でしたっけ。

○教育課長 業者から派遣していただくのは、来年2名を予定しております。

○森委員 そうすると、それ以外にもう既に委託でお願いをしている方も見えるわけですよね。

○教育課長 平成30年度は3名を業者から委託で来ていただいておりますが、来年については2名に減らして、その1名の差額については直接雇用をしようと思っております。

○森委員 その直接雇用というのは、直接雇用だけでも臨時の職員という形になるんですか、身分は。

○教育課長 はい、おっしゃるとおりでございます。パート職員ということでございます。

○森委員 そうすると、それで来年は入札で2人を採用すると。入札で2人を採用するって随分変な話なんだけど、派遣業者の中から、人を入札することではなくて、2名の枠をどこの会社が受けるかということについて

やるわけ。

○教育課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○森委員 そうすると、どういう人が実際に来てもらえるかというのはわからないわけだね。派遣会社が派遣してきて初めて、どこの国のどなたさんかということがわかってくる。

○教育課長 そのとおりでございますが、仕様の中で当然、英語を母語並みに話せる方というような条件をつけての入札ということになります。

○森委員 直接、この人と契約をすると、対人でちゃんと契約するということは、もし例えばここで2人、入札で来てもらって、その方が非常にいい人だったということになったら、その人と直接契約というのは可能なんですか、その後。

○教育課長 それはできないと思っております。

○森委員 昔、来てもらって、結局なじめなくて、途中で帰ってしまったという人がいるよね、精神的に病んでね。そういうことがあるんで、やっぱりそうか、難しいなあ。

直接雇用するという方はどういう方なんですか、予定の方は。

○教育課長 今後、広報で募集をかけまして、英語指導の経験がある方などを先ほど言いました英語を母語並みに話せる方で日本語もそれなりにできる方ということで、英語指導の経験のある方で募集をかけていきたいと考えています。

○森委員 ちょっとよくまだわかりませんが、本当に学校で一定の授業の中ということだけではなくて、そこを通じて地域ともかかわりが持てるような、そういう方に来ていただくともっといい形ができると思うので、ちょっと模索中ということかもしれませんけど、私はできるだけ直接雇用の方向でやっていただければいいなと思います。以上です。

○委員長 ほか、質疑はありませんか。

○古池委員 関連ですけど、今の直接雇用というのは、国籍とかそういうものは問わないんですか。例えば、日本人、外国人問わず。

○教育課長 はい。日本国籍、外国籍を問いません。

○福田委員 さっき森さんが言われたように、直接雇用する場合は当局で面

接などもするわけでしょう。ならいいんだけど、今の派遣からのあれは、そういうことができないということは、やっぱりこのやり方というのはちょっと考えないといかんとするよ。せつかく来ていただいても、さっき言われたようになじめない、実際にあつたんですからね。あれは派遣ではなかつたと思うんだけども。

- 教育部長　このたびの派遣委託というのは、今まで平成30年度まで業務委託という形でやっていたものを派遣委託という形に変えるものでございまして、名称は変わるものの、今までの委託業務と内容的には、契約自体はさほど変わらないんじゃないかということでございます。業務を委託する、あるいは派遣をしていただくという形は変わるんですが、その内容自体は変わらないというふうに考えております。

今回、今まで3名を委託業務でやっていたものを1名を直接雇用をしようとしております。我々も直接雇用が一番いいと、最適だとは思っておりますが、ただ、どれだけ手が挙がるか、やっていただける方がいるのかというのが一番ポイントになってきまして、今回その1名を増員することによって、どれぐらいの応募があるのかというのをまずは見きわめたいということでございますので、その状況を踏まえて、これから派遣のほうを市の直接雇用にしていくというのは、その応募状況を見て考えていこうというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

- 委員長　ほか、質疑はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら申し上げます。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　生涯学習課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の102ページ、103ページをお願いいたします。

102ページの中段の10款4項1目生涯学習費の人件費等と各事業の共済費でございます。

はねていただきまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

104ページ上段の10款4項2目文化交流費の歴史民俗資料館維持運営事業の共済費でございます。以上、全て人件費に係るものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 それでは、スポーツ推進課の補正予算について説明させていただきます。

人件費を除いた部分で説明をさせていただきますので、よろしく願いします。

議案書の104ページ、105ページ中段をお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。補正予算額は173万4,000円の減額でございます。

右側、105ページのスポーツプラザ維持運営事業として180万4,000円の増額補正でございます。

また、トレーニング室等管理委託料に係る債務負担行為として、限度額6,311万9,000円をお願いするものでございます。

次に、はねていただきまして107ページ上段をお願いいたします。

スポーツセンター建設事業として、350万8,000円の減額補正でございます。

以上でスポーツ推進課の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○鈴木委員 増額分の光熱水費、ガス使用料についての理由について、まず伺いたいんですが。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 こちらは江南市スポーツセンターのアリーナ等に伴います空調に使用するガスでございますけれども、天候

等の影響により、当初の積算から乖離が生じ、予算が不足する可能性があるため、ガス供給会社の試算により180万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○鈴木委員　　ということは、やっぱりこの夏場の猛暑ということを含めての対策だと。これはやむを得んと思うんですけども、180万円というのは全館ですよ。全館的に、これは全部ガスなんですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　アリーナ部分についてはガスを使用しておりまして、ほかの会議室等につきましては電気で使用しております。

○鈴木委員　　今年度の状況を見て、来年度はちょっと多目に予算を組まれるかもしれませんけれども、何かこれに関しての契約とか、それについては何か、そういう経費がかかるのはしようがないんですけども、それに対する何かコストを下げるような工夫をされていくようなお考えはありますでしょうか。もうされていけばいいんですけど。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　ガス会社とは年間を通して契約をしていくわけでございますけれども、基本料金とかそういった部分で、いろいろガス会社とも協議をしております、なるべく安くなるような努力はしているところでございます。

○鈴木委員　　ちょっと関連して、特に2階とかが暑くなったりとか、あれはちょっと工夫で遮光というのかなあ。ああいった部分のは多少なるんじゃないかなあという感じもせんでもないんですけども、一応そういうガスの契約もそうですけれども、何かそういう工夫もして、快適に市民の方が競技にいそしめるというか、できるように。暑くて汗だくで、本当に熱中症になってはいかん話ですので、なかなか難しいと思いますけど。

これは逆に、夏場もそうだったんですけど、冬場についてはどういうふうな感じになるんですかね。シーズンでいうと、こういったときは。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　夏場も入れますけれども、冬場につきましても、今回12月1日から暖房ということで空調設備は使用しているところでございます。

○鈴木委員　　わかりました。いずれにしても夏冬問わず、そういう一つの予

想は、夏場だから上回ったのか、年間を通してふえるということも含めて、先ほど申し上げたことも含めて、快適な施設運営ができるように心がけてもらいたいと思っています。以上です。

○森委員 その下のトレーニング室の委託に係る債務負担行為ということで、ことしの分が大体二千何百万円だったのですかね。大体、それを目安にした3年分の限度額というふうに考えていいですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 ことしの予算額をもとに、大まかに見積もりをとりながら、3年間の債務負担ということで積算をしたものでございます。

○森委員 ことし1年やって、何か新たに加えることだとか、見直すことだとか、そういうことはあるんでしょうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 特に細目の中で新たに設けるものというものはございませんが、今トレーニング室、フィットネススタジオも同じような内容で契約を予定していきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○森委員 私もよくわかんないんだけど、一人一人のプランをしっかりと立ててあげて、それに沿ってやっていただくということが大事で、この前、何か聞いたときに、そういうことが今回の仕様書の中に入っていないみたいな話だったもんだから、もしそうであるとするならば、そういうことがちゃんとやれるようにしてあげたほうがいいなあと思うんですけど。

あれは一人一人に合った器具で、あの器具の使い方が間違ったり、その人の状態に合うものでないとかえって危険だとか、なっちゃうわけでしょう。だから、一人一人にやっぱりちゃんとプランを立ててあげないといけないと思うんですけど、そういうことがやられていますか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 今のところ、個々のトレーニングメニューを組むというまでは、仕様には入ってございませんが、大体どういった目的でお見えになったかというのをお聞きしながら、その方に合ったような、トレーニング室に常時、人も配置してございますので、大まかな部分では、そういった目的であればこういったトレーニングメニューでというようにお勧めはしているところでございます。

○森委員　できれば、そういうことがきちっとやっていただけたほうが、せっかくの施設ですのでいいかと思います。

それからもう一つ、一番下の開館記念事業委託料ですけど、減額ですけど、駐車場のあれがおくれたために、いろいろな開館の記念イベントが延期になっているということなんですけど、それが今後やれるのかどうかということ。それから、いつ駐車場が完全に使えるようになるのか。その辺のところはどうなんですか、見通しは。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　この開館記念事業を11月に予定していたところでございますけれども、委員の言われるように駐車場の整備がまだ整っていないということから、今回は正式なといいますか、大々的な開館記念事業は行わなかったわけでございますけれども、そのかわりといっではなんですが、「楽しみん祭」といって、軽スポーツフェスティバルを11月23日に実施しました。参加者数も540名という方に参加をしていただきまして、多くの親子連れとかお年を召した方まで含めまして御参加があったものですから、来年につきましても正式な開館記念事業ではなく、同じような軽スポーツフェスティバルとして、ことし、今、市営グラウンド、テニスコートの整備をしておりますけれども、それが正式に終わった時点で、同じような時期になるかもしれませんが、スポーツプラザの開館ということで、同じような軽スポーツのフェスティバルを計画していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○森委員　そうすると、当初予定していた実業団によるフットサルですとか、日体大のとか、そういうのはもう完全になくなるということ。延期ということではなくて、なくなるということでもいいですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　当初はそういうような考えを持ってございましたけれども、財政的なものも考慮しながら、多くの市民に楽しんでいただけるほうがより効果的と思っておりまして、そのような軽スポーツで開館記念事業にかかわるようなイベントを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○森委員　最終的に、駐車場はいつから使えるようになるんですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　契約工期は2月15日でございます

すが、おおむね舗装の強度が出るのが大体2月の上旬でございますので、契約工期ぐらいに今の駐車場の整備を終えて、使えるようになるというような見込みでございます。

○森委員 わかりました。

○委員長 ほか、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

午前11時11分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第84号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第84号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第84号について御説明を申し上げますので、議案書の147ページをお願いいたします。

平成30年議案第84号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

なお、臨時職員の共済費につきましては、省略して説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。



148、149ページに第1表 歳入歳出予算補正を、また150ページ、151ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げてございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

152、153ページから154、155ページをお願いいたします。

2款、3款、4款、6款、それぞれの説明欄にございます現年度分介護給付費に係る負担金等の減額補正と現年度分介護予防・日常生活支援総合事業費に係る交付金等の同額補正増をお願いするものでございます。

これは、この後、説明をさせていただきます歳出の補正に伴い、財源調整をさせていただきます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

158、159ページをお願いいたします。

上段の2款3項1目その他諸費と下段の4款4項1目その他諸費でございます。

説明欄上段の介護保険給付事業で、27万5,000円の補正減をお願いし、下段の地域支援事業で27万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休 憩

午前11時14分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま当委員会への傍聴の申し出がありました。傍聴につきましては委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見ございますか。

〔「許可してください」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでございます。許可とし、傍聴人の入室を許可いたします。よろしく申し上げます。

〔傍聴人入室〕

---

### 請願第21号 子どものインフルエンザワクチン接種の助成を求める請願書

○委員長 続いて、請願第21号 子どものインフルエンザワクチン接種の助成を求める請願書について議題とします。

それでは、請願文書は事前に議場で送付されておりますので、請願趣旨の朗読については省略し、請願文書表と請願事項のみ事務局より朗読をさせます。

○事務局 請願第21号、平成30年11月29日受付、子どものインフルエンザワクチン接種の助成を求める請願書。

請願者、江南市北山町東149、新日本婦人の会江南支部、支部長 荒木桂子、ほか2,600名。

紹介議員、森 ケイ子、東 義喜、掛布まち子、中野裕二。

請願文書表の別紙1をごらんいただきたいと思います。

子どものインフルエンザワクチン接種の助成を求める請願書。

請願趣旨は省略させていただきます、請願事項。

子供のインフルエンザワクチン接種に助成制度を実施してください。

以上です。

○委員長 この請願について、意見陳述の申し出がありました。意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願書等に係る委員会の審査において意見を述べるということに

なっております。

また、陳述出席者につきましては3名を希望されております。

意見陳述を許可といたしたいと思いますが、御意見はございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 意見陳述を許可とします。

陳述出席者の方に申し上げます。陳述される方は、お一人でお願いします。

陳述時間は、おおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○陳述人（岩崎） おはようございます。

新日本婦人の会江南支部の岩崎紗雪と申します。きょうは子どものインフルエンザワクチン接種の助成を求める請願書について意見を述べさせていただきます。

昨年から、子供のインフルエンザが本当に流行し、多くの学校で学級閉鎖や保育園でも欠席者が相次ぎました。それを防ぐためには、インフルエンザワクチンの接種が本当に有効です。

しかし、13歳未満の子供には2回に分けて接種をしなければなりません。

2人、3人と子供のいる家庭にとっては本当に大きな負担となります。

あるお母さんが、ワクチン接種を受けるのに一瞬考えると言われました。

1回目が3,500円、2回目が2,500円、合わせると6,000円。2人だと1万2,000円になります。本当に大きな金額です。

また、病院によってもこの値段が1回で5,000円とか、4,000円とか、3,000円とか、本当にばらばらなんです。だから、若いお母さんはスマホなどを使って、あっちの病院が安いんじゃない、こっちが安いんじゃないということで情報を交換し合っておられます。

県内でも、国の制度に先駆けて、ワクチン接種に助成をする自治体がふえてきています。今、2つの自治体で無料になり、9つの自治体で何らかの助成を行っています。

既に、65歳以上の高齢者は国の制度で1,200円の個人負担でワクチン接種ができます。感染しても重症にならないで済んだという声も多く聞いています。

私たちは、子育て世代を応援しようと今回の請願に取り組みました。公立の18の保育園の全てを学童保育を考える会の皆さんと一緒に、1日目は署名を渡し、翌日に受け取りに行きました。約700人の保護者の方々に署名用紙を渡すことができました。また、10カ所の病院へも署名を置かせていただきました。それと女性連絡協議会や他の団体の協力もたくさんいただきました。新日本婦人の会の会員の皆さんも1人で100筆、50筆と集められた方もいらっしゃいます。集めた署名は2,600筆になりました。署名をいただいたとき、よろしくお願いします、実現したら本当に助かります、ありがとうなど、たくさんの方から言葉をかけていただきました。

また、8月に開かれた市民と議会との意見交換会では、支部長の荒木さんが一人一人の議員の方からインフルエンザの助成に対する考えを聞かれて、とってもよい反応だったと言われました。

また、ある議員は、市長は子育て支援では先進的な役割を果たしていませんと言われました。わあ、すごいですそのときは思いました。本当に期待が高まりました。

この尾北地域では、まだ助成をしている自治体はありません。ぜひ先陣を切って、子育て世代を応援し、インフルエンザの流行に歯どめをかけるために、子供のインフルエンザワクチン接種に江南市としてぜひ助成制度をつくっていただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長　　ありがとうございました。

これより委員から陳述出席者の方々への質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構です。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、よろしくお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○森委員　　今、実際にどういう状況かというお話もあって、特に病院によっていろいろ違うということもお話があったわけですがけれども、こういう制度ができると、ある程度、費用も均一化してくるので助かるんですけども、1つだけ、この尾北地域ではまだこれをやっているところがないということで、実際に江南市がもしこの制度をやろうとすると、尾北医師会管内でどう

なのかということが1つ問題になるということがあります。

それで、例えば新日本婦人の会だとか、ほかのところで、他の関連の市町でこういうふうな一緒に運動を進めていかれるかどうかということについて、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○陳述人（岩崎） 犬山とか大口とか扶桑とか岩倉の新日本婦人の会の方にもぜひ、この助成を求める署名運動やらに取り組んでいただきたいなあと思っていますので、ぜひ働きかけてみたいと思っています。

○河合委員 今、この請願の趣旨の中に、65歳以上の高齢者は国の制度で1,200円の個人負担ということになっておるんですけど、請願事項は「助成制度を実施してください」ということですので、ここには金額とか、それは書いていないんだけど、実際にはどういうふうにされたいんですかね。まさか全額助成はないわね。

○陳述人（岩崎） それは、本当は全額は……。でも、その幾らというのは、ちょっとまだはっきり考えていませんので、いろいろ市も予算やらあるでしょうけど、それは本当は幾らがいいかと言われたら、無料のほうがいいんじゃないかなと思います。

○河合委員 わかりました。

それともう一点、今、森さんが言われたように各市町ね。今、尾北医師会というのは2市2町でやっておるよね。江南、犬山、扶桑、大口と。尾北医師会は2市2町です。

それで、ほかの市町もちょっと情報を調べたんだけど、全く出されていないと。今、森さんの言われたように、尾北医師会というのは2市2町で運営していますので、江南だけ先行するということはできないと思うんですよ。だから、歩調を合わせないといかんとするものですから、一応そういう状況です。

○陳述人（岩崎） それは絶対歩調を合わせんと実現不可能になると。

○河合委員 尾北医師会は受けんでしょうと。

○委員長 質問はできないので。

○陳述人（岩崎） ごめん、私がしゃべり過ぎた……。

○委員長 ほか、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

陳述出席者は、傍聴席にお戻りいただきたいと思っております。ありがとうございました。

○陳述人（岩崎） どうもありがとうございました。

○委員長 これより審査を行います。

御意見を全委員からお聞きしたいと思っております。

河合委員からお願いします。

○河合委員 請願趣旨について、本当にこれは子供さんへのインフルエンザのワクチンの効果というのは、先ほど陳述されたように、流行を防ぐことに非常に有効であると。これは確かに必要ではなかろうかと思えますけれども、今現在、先ほど意見を述べられたときに、多分11だと思うんですね、今、愛知県内で。54のうちの11で、約5分の1が実施されておるといふことでもあります。

その中で、一番心配なのは大人のワクチンも足りないというような状況ですよね。行ってもワクチンが足りないで打てないと。子供さんまで広げた場合にワクチンの製造が間に合うかどうか。

それと一番大事なのは、尾北医師会は2市2町で運営してみえますので、江南だけやるということは非常に難しいんじゃないかなあという課題がある。

その辺の調整もしなければなりませんので、少し、きょう結論を出すんじゃなくて、もう少し時間をいただいて、3月にある程度のめどをつけていきたいなど。

それで例えば、実は私、当局のほうで試算してもらったんです。そうしたら、1,000円負担でも、接種率が5割でも年間1,200万円。2,000円だと2,430万円。全額ということになると4,000万円を超える金額。これが毎年、1回だけじゃ済まん、ことしだけ、来年だけというわけにはいきませんので、一度やればずっと続けていかないとはいけませんので、そうなるとうるさく非常に財政的に負担がかかってくると。

本当に今、江南市は財政が厳しい中で、ここにこれだけのお金を投資でき

るかというのものもあるもので、もう少しいい方法を検討したいなあということで、ちょっと時間をいただきたいということで、今回の請願についてはちょっと持ち越して、3月に結論を出していきたいなあと思いますので、ぜひ御理解をいただきたいなあと思います。

先ほど陳述されたように、やっぱり尾北医師会ですので、新日本婦人の会さんが犬山も扶桑も大口も、やっぱり同じような請願を出していただいて、2市2町が歩調を合わせないと、私の個人的な考えなんだけど、思いなんだけど、尾北医師会は多分、江南だけだと受けんと思うんですよ。じゃあ、江南だけ先行しようとする、例えば現金で打った人に直接お渡しする方法なら、江南だけのは多分できると思うんだけど。現物支給にするのか、その辺もあるものですから、もう少し時間をかけて検討させていただきたいと思いますので、私はちょっとこのまま3月まで保留ということでお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長　ありがとうございます。

○鈴木委員　今、この請願を見せていただいて、本当にまさしくそのとおりだと思います。特に学級閉鎖とかそういうことも含めて、かかっていない方についても非常に影響が及んでいるということも承知はしておりますけれども、今、河合さんから難しさについてのちょっと見解がございました。やっぱりワクチンの供給の問題、それから医師会の問題、それから一番なかんずく、財政の問題ということで、やっぱり実施環境を少し精査というか、考えていかないと、環境整備というか、その状況を見きわめて、特にさっきも言いましたけど、江南市だけじゃなしに広域的な見方をしていけないといけないう感じがありますので、少しやっぱり時間をいただいて、どこまでという対象者も含めて、できるのかということを検討していく必要があると思いますので、しばらく時間をいただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

だから、ちょっとこれは時間を下さいということでお願ひしたいと思います。今、3月と言われましたけれども、そのことも含めて、これは全体的な、この尾北地域だけじゃなしに愛知県、場合によっては国ということも念頭に考えねばいけない問題かもしれませんので、その点も含めて考えていきたい

と、このように思っております。

○河合委員 時期が過ぎちゃっておるもので、来年に向けてだわね。ちょっと時間を欲しいということです。

○鈴木委員 そういうことでお願いしたいと思います。

○古池委員 先ほどからも言われておりますように、今の65歳以上は国の制度で1,200円の負担で実施されております。これは多分、所得制限とかそういうものはないと思いますけど、そういう中で、やっぱり国が真っ先にこの助成制度をつくっていかないかんというふうには思います。

そういう中で、やっぱり先ほどからも言われておりますように医療機関は尾北医師会という医師会がありますので、足並みをそろえてやっていただくような方向でやっていただければというふうには思います。

何にしましても、65歳以上の高齢者は助成していただいて1,200円でやっております。この近隣の各市町も子育てということにつきましては非常に力を入れてやっておりますので、この子供のインフルエンザにつきましても助成制度をやっていっていただくことをお願いしたいと思います。以上です。

○森委員 私は紹介議員でありますので、ぜひこの請願を採択していただいて、そして江南市としても何らかの形での助成制度を実施していくと。

今、請願者が言われたように、全額というのが一番いいわけですがけれども、国の制度、高齢者の制度のように自己負担が一部あっても、自己負担のほうで1,000円とか1,200円というような自己負担であれば、家族全体でワクチンの接種を受けることができ予防に大きな効果が出てくるということで、私はそういうことを望んでおります。

今、古池さんの言われたように、本来は高齢者の制度のように国がやるということが一番いいわけでありますので、国に対しても制度の実施を求めていくということもやっていくことが必要だというふうには思っております。

とにかく、ことしに限っては、まだ学級閉鎖も一部であっただけで、保育園などでもまだ流行というふうにはなっていないようでありますけれども、徐々にこれから一気に寒くなってきて、乾燥期に入ってきて、流行が始まるということもありますので、できれば早くということになりますけれども、予算上からいけば来年以降の実施ということになるかと思っております。



ぜひ、請願者の意向を酌んでいただいて、まさにここに書いてあるように、国に先駆けて江南市として子育て支援の大きな一環として助成制度を実施していくということで、この請願を採択していただきたいと思います。

○福田委員　　実は、この請願が提出されたときに、河合委員と一緒に当局の、先ほど発表されました実際の数字などを同席しておりましたので、先ほど河合委員がおっしゃいましたとおりであります。

意見交換会の際にもこういった意見をいっぱいいただいておりますので、私どもも真っ向から反対する気はさらさら、毛頭ありません。市長さんも子育て支援のことに關しましてはできるだけ自分のマニフェストを進めていこうとなさっております。

ただ、先ほど申しましたように、これだけの費用がかかるということは、やっぱり当局、我々としても、江南市の財政から考えてどうかなあという思いがありますので、全額でなくても、ある程度補助を出す、あるいは受験生など、どうしてもインフルエンザにかかっては将来的に困るというときに限定してやるとか、いろんな方法があると思いますけど、尾北医師会の件もありますし、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○中野委員　　私も、この請願に対しての紹介議員になっておりますし、ことしの9月の議会でもインフルエンザの助成の一般質問をさせていただいておりますので、助成には賛成の立場なんですけれども、お母さんたちともいろいろお話を聞いていると、インフルエンザで学級閉鎖になると元気な子が学校に行けない子が学童に行けないとか、いろいろ本当に多方面に影響も出ますし、インフルエンザになると当然、親にもインフルエンザがうつっていくと会社に行けないとか、いろんな本当に多方面にありますし、多子世帯にはインフルエンザのワクチンを打つのに金額的な経済的な負担もありますので、行政としての財政的な負担等々いろいろあると思いますが、子育てに向けて動いている江南市としては、この助成の採択というのをお願いしたいと思っております。

○委員長　　皆さん、補足はもうないですかね。

御意見いただきました。これをもって御意見をいただくことを終結いたしたいと思います。

各委員の御意見は継続審査とする御意見と採択とする御意見とに分かれております。

まず、継続審査について採決をします。

暫時休憩します。

午前11時41分 休 憩

午前11時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

継続審査について採決をします。

継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 全員挙手されました。よって、本請願は継続審査と決しました。

継続審査と決しましたので、議長宛てに閉会中継続審査申出書を提出します。

暫時休憩します。

午前11時44分 休 憩

午前11時44分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

---

## 行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

資料のほうはタブレットのほうの定例会の厚生文教委員会のフォルダーのほうに登録されております。今、上がっていますかね。自動配信しました。

これは、去る10月30日から11月1日まで兵庫県明石市、大阪府豊中市、吹田市、11月8日に大口市を行政視察いただいた報告書について、皆さんの御意見を委員会の所感として報告書に反映させたいと思っております。

何か御意見はございませんでしょうか。よろしいですかね。

○森委員 あんまり質疑応答ばかりで、行ってきて何を感じたかということが全然書いてきていないもんだから、所感というかね。どうやって生かしていこうとかね。そういうのは今言わないといかんのでしょうか。それまで委員長さんに書いていただくということにもなるかと思うんですけど。

○委員長 森さんにも……。

○森委員 いえいえ。ちょっと給食センターの関係で、同じページかな、22、23ページに質疑応答というところがあるんですけど、この質疑応答の中で、豊中市というのはPFIでやっているところと、それから直営のところと2カ所あるんだね。ということで、最後のところに全面的に民間に委託なり、運営を任せてしまうと給食そのものについての知識とか経験とか、そういうものが職員の中になくなってしまうと。

最初のうちは当然、一緒になって真剣に、今も基本計画を江南市でもつくっているわけですけど、それが5年たち、もう10年もたつと、給食についてのプロがいなくなってしまうということになってしまうので、やっぱりこの辺のところは大いに、この全面委託、全面民営化ということでもいいのかどうかということについてはクエスチョンだなあというふうに思ったもんですから、逆に言うと、もしそういうふうにするとするならば、何かその辺のノウハウを持った人たちが今後行政の中でしっかりとチェックできるものをつくっていかないとまずいなあと思ったもんですから、その辺のところを何かちょっと書いておくといいかなあと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ほか、ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 ただいま御意見をいただきました部分を所見として加えさせていただきますまして、まとめ直したいと思っております。

では、今定例会において議場配付をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、この先の詳細につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

○森委員 正・副委員長の所感をぜひちょこっと加えていただいて。

○委員長　　以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

きょうも順調に闊達な御意見をいただきまして、委員会運営できましたことは厚く御礼申し上げます。

請願に関する部分は継続審査ということになりましたので、また皆様方、当局ともいろいろな情報を交換しまして、次回につながるように努めていきたいと思っておりますので、また次回、よろしく願いいたします。

以上で、厚生文教委員会を閉会したいと思っております。ありがとうございました。

午前11時50分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 尾関 昭